

テーマ：共同親権の是非

共同親権とは？

- (1) 婚姻中の夫婦は、未成年の子に対し共同で親権を有する（民 818 条 3）。しかし、我が国においては父の経済力が圧倒的に強いために、共同親権の行使にあたっては実質的に父の意向が優先されていると言われている。
- (2) これに対し、離婚にあたっては父母の一方を親権者と定めなければならないが、これを定めることができないときは裁判所が審判によって定め、また子の親族は親権者を変更することを求める審判を申し立てることができるとされている（民 819 条）。そして、子の養育の観点から離婚後の親権者は母とされることが圧倒的多数である。

離婚後の共同親権制度創設の動き

- (a) 現在、法務省において両親が合意した場合に限定されているものの、離婚後に離婚前と同様の共同親権を定めることができる旨の制度の導入が検討されており、本年 8 月に法制審議会（家族法部会）に対して要綱案が示された。この要綱案は、我が国においては離婚後の養育費の不払が多いことに鑑みて、その実効性を確保しようという実務的な配慮があるものと思われる。
- (b) このような共同親権制度を導入した場合、離婚にあたっての養育費、財産分与等の条件との関連性で、夫が離婚に際して共同親権を事実上強制する可能性がある、又は、親権に関する審判において父母が同意しなくても共同親権が認められてしまう可能性があるとの指摘がなされている。
- (c) 他方、我が国においては面会交流中の DV などの事案が発生していること、養育費支払との関係で離婚後も父が支配的な地位に立つ可能性が大であること、欧米においても共同親権の見直しが俎上に上がっていること、などから、弁護士などを中心に共同親権制度の導入に対する慎重な意見も相当数に及んでいる。

実務上の留意点

近時、著名人による海外から日本への子の連れ去りが話題を呼んでいるが、ハーグ国際条約においては、子を連れ去った場合には元居住国に返すことを定めている。一部には我が国国内においても子の連れ去りを違法とする意見もあるが、現行の日本の家庭裁判所は離婚前の監護権者についても子の養育環境を重視しており、準拠法が問題となる海外からの子の連れ去り事案と我が国における子連れ別居とは同視することはできないと考えられる。現在、共同親権の導入に賛成する意見もあるが、我が国の状況を踏まえてその条件及び審判との関係について議論を深める必要があることは否定できない。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.105 は、「LGBT 理解増進法について」（23C40）の予定（2023/10 発行予定）としております。 以上